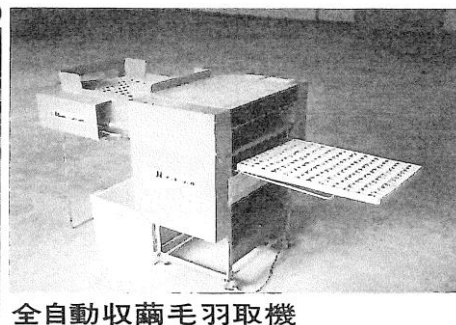


養蚕業をめぐる課題の抽出

		課 題
桑の栽培	桑苗	<ul style="list-style-type: none"> ・桑苗生産業者が限られている（群馬県1社、JAおやま管内、宮城県蚕糸会）ため増産が困難。 ・全国的な栽培面積や品種構成の把握ができていない。 ・改植要望は見られず、改植計画がない。（15～20年サイクルが理想）
	栽培管理	<ul style="list-style-type: none"> ・近年難防除雑草（朝鮮アサガオ、カラスウリ、オヒシバ）が増加。 ・桑園の害虫（スケバハゴロモ、スキムシ、アメリカシロヒトリ）について残効期間の短い殺虫剤がない。 ・温暖化により春先の凍霜害のリスク増大。 ・鳥獣害の実態がつかめていない
	収穫機材	<ul style="list-style-type: none"> ・条桑収穫機の製造メーカーがない。
	桑育種	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者、専門家、現場指導者がいない。
蚕の飼育	蚕種	<ul style="list-style-type: none"> ・蚕種製造は赤字状態。 ・民間4社（富田蚕種製造所、株式会社高原社、上田蚕種製造所、愛媛蚕種株式会社）と群馬県、蚕糸科学技術研究所のみ。
	稚蚕飼育	<ul style="list-style-type: none"> ・共同稚蚕飼育所の閉鎖・集約により、遠方から稚蚕をとりよせなければならない農家が増加。 ・運搬コスト増加及び稚蚕の品質低下が懸念。
	壮蚕飼育	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期高温により夏蚕期及び初秋蚕期の猛暑対策が必要。 ・濃病、硬化病、細菌病が発生すると壊滅的打撃を受ける。 ・上簇時の人手が足りない。
	蚕具	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育装置、上簇用器具、自動収繭毛羽取機等の製造・修理メーカーがなく、中古機材や廃業農家の機械を再利用。
	経営	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料、農薬、燃油等の高騰により、経営コスト増大。 ・繭の価格が上がらない。 ・事業継承が難しい。
	蚕品種	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者、専門家、現場指導者がいない。
製糸	工場	<ul style="list-style-type: none"> ・国産繭の出荷先製糸工場は5社（碓氷製糸（株）、松岡（株）、（株）宮坂製糸所、松澤製糸所、西予市野村シルク博物館）のみ。 ・国産繭の減少により稼働率低下。
	製糸機械	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者がいなく、修理業者が皆無。廃業機からの部品で対応。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・製糸業の先の事業（撚糸・機織等）もコロナ禍で減少。 ・教本（標準指導書）の新書がない。



国産繭のスポット入札取引の試験的实施（案）

1. 趣旨

国産繭の新規需要創出につながる取引の形成を促進するとともに、それに必要な国産繭の適切な価格形成を図るため、国産繭のスポット入札取引を試験的に実施する。

2. 試験的実施の概要

（1）上場する繭

- ・ 碓氷製糸（株）が保有する国産繭（乾繭）で、産地、生産年、蚕品種等が明らかなものとする。
- ・ 繭の品質情報は、蚕糸科学技術研究所で実施可能な繭検査結果を基本に検討する。

（2）上場数量

- ・ 小口需要に対応するため、5 kg（乾繭1袋分約5kg）を1ロットとして50ロット程度（要検討）とする。

（3）売り手・買い手

- ・ 売り手：碓氷製糸（株）
- ・ 買い手：大日本蚕糸会に登録した者

（4）入札の価格・数量及び引取条件

- ・ 買い手は繭（乾繭）1kg当たりの価格とロット数を記載して入札する。
- ・ 引取条件は碓氷製糸（株）倉庫前渡しとする。
- ・ 売り手は最低落札価格を設定することができる。

（5）落札者の決定

- ・ ロット単位で最高価格を提示した者を落札者とする。
- ・ 同価格の場合は抽選とする。

（6）落札結果の公表

- ・ 入札終了後、落札者、落札価格等を大日本蚕糸会のHPで公表する。

（7）代金の支払い

- ・ 落札者は、大日本蚕糸会が定めた日までに碓氷製糸（株）に代金を支払う。

(8) 繰糸等の依頼

- ・落札者は、繭を生糸に繰糸して使用する場合、碓氷製糸（株）に依頼できるものとする。ただし、繰糸条件は碓氷製糸（株）が対応できる範囲内とし、両者で合意した繰糸代金を支払うものとする。

3. 入札の周知と実施時期

- ・7月に開催予定の「第1回持続的養蚕業確立検討会」で、スポット入札取引の試験的实施を公表し、大日本蚕糸会のHP、全国シルクビジネス協議会のHP等で周知する。
- ・8月末まで買い手を登録する。
- ・9月～10月に入札を実施する。

4. 本格導入の検討

- ・スポット入札取引の試験的实施を行った後、課題を整理し本格的導入について検討する。

5. その他

- ・落札者が落札した国産繭を使用して新商品開発や異分野へのシルクの活用等新しいマーケットの開発を行う場合には、「蚕糸絹提携自立化支援事業実施要領」に基づき助成を可能とするよう検討する。

「蚕糸の日」の制定について

1. 記念日制定の例

記念日を設定制定して業界全体の機運を盛り上げる取組は、様々な業界で見られる。今のところ蚕糸の日の登録はないが、2024年3月4日に若手養蚕農家を中心となって、「蚕糸の日決起大会」と題した関係者の集いを開催している。

名称	記念日	制定者
緑茶の日	5月1日又は2日	公益社団法人日本茶業中央会
畳の日	4月29日、9月24日	全国畳産業振興会
いぐさの日	6月1日	(株) イケヒコ・コーポレーション
きもの日	11月15日	全日本きもの振興会
呉服の日	5月29日	全国呉服小売組合総連合会
スカーフの日	3月4日	日本スカーフ協会
虫の日	6月4日	日本昆虫クラブ
桑の日	9月8日	(株) お茶村

2. 「蚕糸の日」の制定の効果

「蚕糸の日」を制定し、広く周知することにより、日本の養蚕業を多くの方に知ってもらうとともに、蚕糸業関係者が広報や商品プロモーションを集中して行う機会とする。これを機に我が国の養蚕・絹の歴史の再認識や絹への関心を高めることなどにより、結果として国産絹製品の消費拡大とそれを通じた養蚕振興、さらには伝統文化の継承に寄与するものとなる考えられる。

3. 「蚕糸の日」の候補案

(案) 3月4日：語呂合わせ

3月14日：宮中御養蚕が始まった日（旧暦）

4. 記念日の登録方法

一般社団法人日本記念日協会へ申請・登録する。

- ・新規登録料 15万円
- ・メール申請、許可まで3週間程度